

令和3年4月26日

厚生労働省

保険局長 濱谷 浩樹 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井 トシ子



## 急性期医療における適正な看護職員配置に関する要望書

新型コロナウイルスの感染が拡大し、病院の看護職員配置が注目されています。そもそも日本の病床当たり看護職員配置数は、100床当たりの看護職員数が2017年時点でOECD加盟国35か国のうち30位であるなど、諸外国に比べてかなり低いものとなっています。

しかしながら、入院基本料における看護職員配置については、平成30年度診療報酬改定において一般病棟入院基本料（7対1、10対1）が再編されて急性期一般入院基本料（入院料1～7）となり、急性期医療の基本的な看護職員配置は10対1を基本としつつ、入院料1のみ実績部分に対応するものとして7対1とする形になっています。

現実には、今般のコロナ禍以前から、7対1を算定する病棟の3割以上は5対1、6対1の配置を行っています。また、今般の新型コロナウイルス感染症に多くの病院が一部の病棟閉鎖等で何とか対応できているのも、このような看護職員配置が一因となっていると考えられます。

やはり、急性期医療の提供には基本的に7対1の看護職員配置が必要です。

急性期医療を提供する病棟の入院基本料は看護職員配置7対1を基本とし、更に高度な急性期医療を提供する病棟については5対1の看護職員配置の評価を行っていただきたく、格別のご高配を賜りますよう要望します。

### 要 望 事 項

急性期医療を提供する病棟の入院基本料は7対1以上を基本としていただきたい。

更に、手厚い看護配置（5対1など）を行って高度な急性期医療を提供する病棟については加算を新設されたい。